

七ヶ宿町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A
年度	人	千円	千円	千円	%
5	1,225	3,244,884	88,379	508,310	15.7%

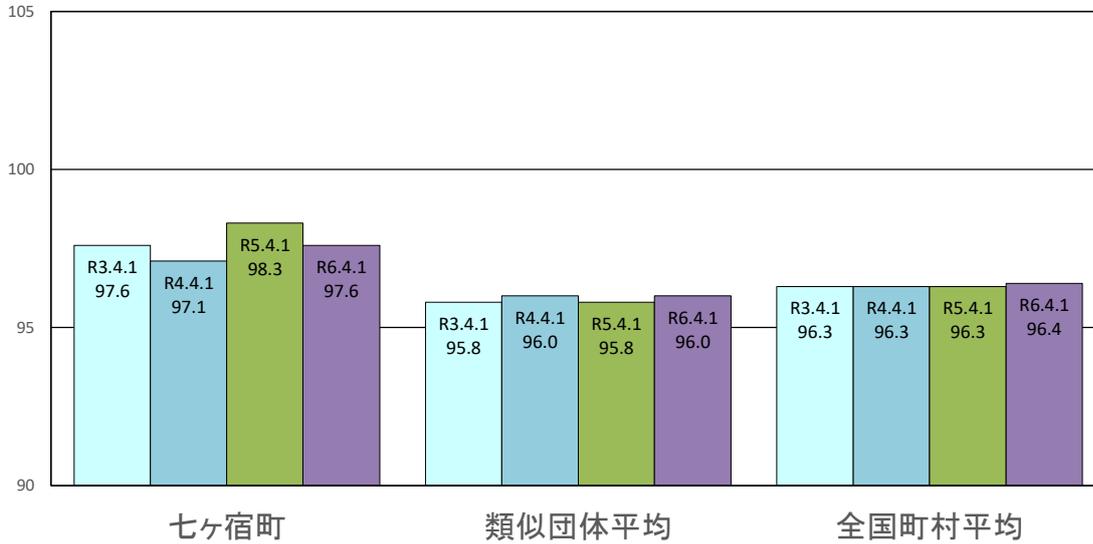
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
年度	人	千円	千円	千円	千円
5	55	175,122	36,932	79,504	291,558

(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円	千円
5,301	5,514

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和6年3月1日現在の人数である。
3 類似団体平均一人あたり給与費は、令和5年度の数値を使用している。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

人事委員会未設置

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 ・ 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職と医療職給料表について、国の見直し内容をふまえて2.05%引き下げ。

② 地域手当の見直し

平成31年4月1日より実施。支給割合は、国と同様。

③ その他見直し内容

管理職員特例勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
七ヶ宿町	40.7 歳	313,006 円	363,969 円	334,436 円
宮城県	42.3 歳	321,390 円	413,589 円	357,601 円
国	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
類似団体	41.0 歳	299,781 円	343,406 円	328,800 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
七ヶ宿町	52.0 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	---	---	---	---
うち運転手	52.0 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	乗用自動車運転者	57.4	226,000 円	*
宮城県	53.2 歳	139 人	298,719 円	334,548 円	316,010 円	---	---	---	---
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	- 円	330,553 円	---	---	---	---
類似団体	49.2 歳	2 人	285,856 円	316,366 円	301,319 円	---	---	---	---

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 技能労務職については、3人未満のため「*」で表示している。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分	七ヶ宿町	宮城県	国	
一般行政職	大学卒	196,200 円	203,800 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	172,000 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,000 円	170,200 円	164,000 円
	中学卒	- 円	156,400 円	-

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	*	*	-	*
	高校卒	*	*	-	*
技能労務職	高校卒	-	-	-	-
	中学卒	-	-	-	-

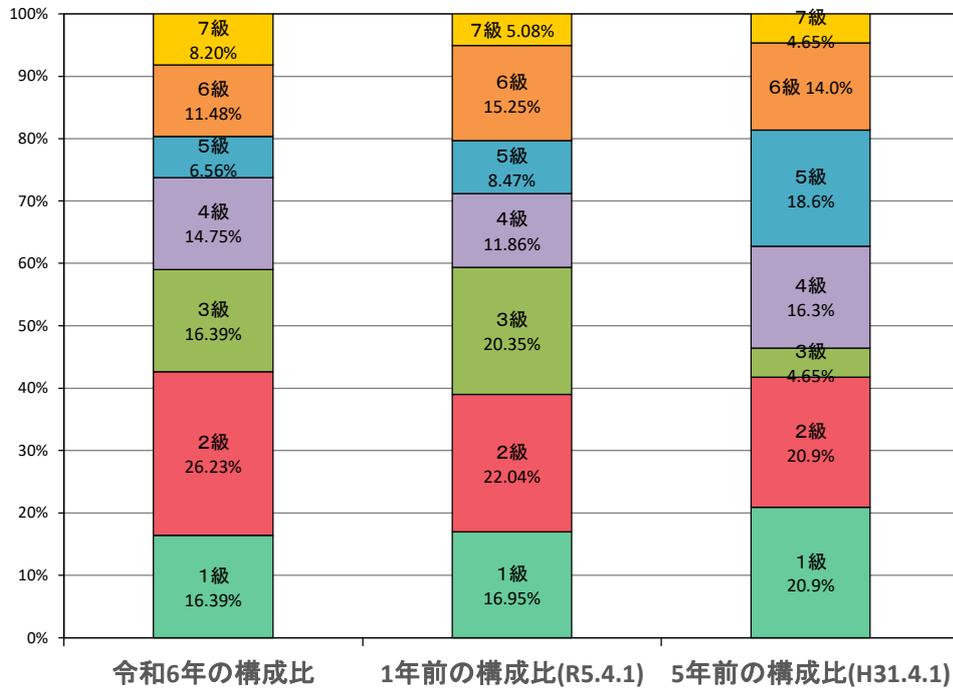
※ 3人未満は「*」で、該当者がいない場合は「-」で表示している。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

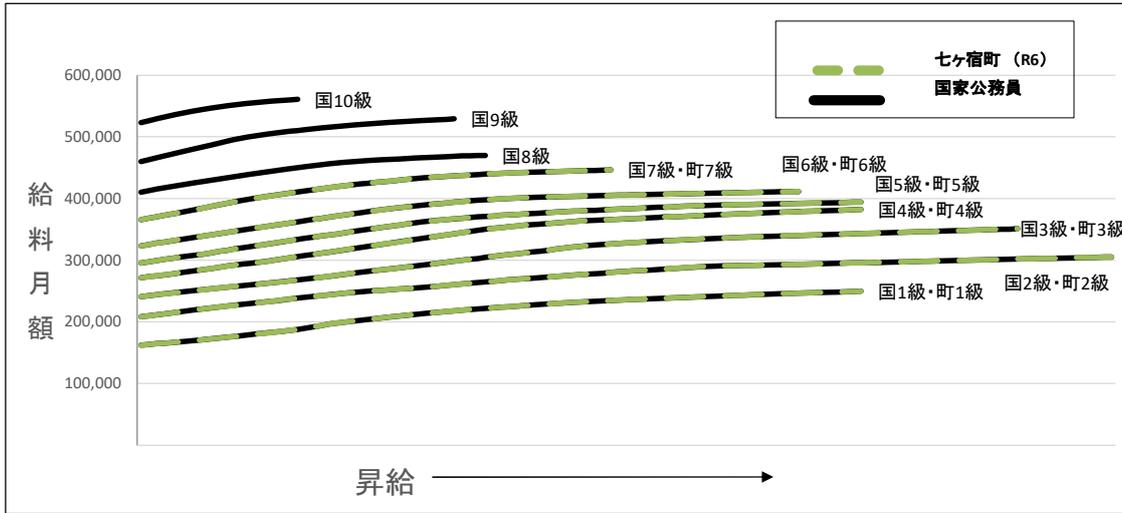
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務	10人	16.39%	162,100円	249,400円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	16人	26.23%	208,000円	305,200円
3 級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの	10人	16.39%	240,900円	351,000円
4 級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの	9人	14.75%	271,600円	382,000円
5 級	困難な業務を行う課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの	4人	6.56%	295,400円	394,000円
6 級	課長の職務または職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの	7人	11.48%	323,100円	411,300円
7 級	総務課長など重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの	5人	8.20%	365,500円	446,200円

- (注) 1 セツ宿町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給与表カーブ比較表(行政職(一)) 令和6年4月1日現在



(3) 昇給への人事評価の活用状況(七ヶ宿町)

令和6年4月2日から令和7年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇級区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

七ヶ宿町	宮城県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,532 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,704 千円	-
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇級区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和6年4月1日現在)

七ヶ宿町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	* 千円	* 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

1人当たり平均支給額については、3人未満のため「*」で表示している。

(3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		-	千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	-	-	-

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)	2,400 千円				
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	2,400,000 円				
職員全体に占める手当支給職員の割合	1.6 %				
手当の種類 (手当数)	5				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度決算)		左記職員に対する支給単価
防疫作業従事手当	防疫作業従事職員	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護等	—	千円	作業1日につき300円の範囲内
レントゲン撮影業務手当	レントゲン撮影業務従事職員	レントゲン撮影の業務に従事	—	千円	勤務1月につき3,000円の範囲内
外科手術手当	診療所に勤務する医師	外科手術の業務に従事	—	千円	勤務1月につき5,000円の範囲内
往診手当	診療所に勤務する医師	正規の時間外の往診の業務に従事	—	千円	健康保険法に規定する往診料+診療行為1件につき500円
研究手当	診療所に勤務する医師	研究業務に従事する職員	2,400	千円	勤務1月につき200,000円の範囲内

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	14,848 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	337 千円
支給実績 (令和4年度決算)	11,594 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	276 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員(令和5年度、令和4年度ともなし。)を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	1.配偶者 6,500円 2.子1人につき 10,000円 3.配偶者、子以外の扶養親族 6,500円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後最初の4月1日から満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子は1人につき 5,000円加算	同じ	-	6,694 千円	239,086 円
住居手当	1.借家、借間に居住している職員 ・27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃 -16,000円 ・27,000円を超える家賃を支払っている職員 (家賃 -27,000円)×1/2+11,000円 ※28,000円を支給限度とする。	同じ	-	3,958 千円	232,831 円
通勤手当	1.交通機関等の利用 ・支給限度額 55,000円 ・定期券使用が最も経済的・合理的である区間については、支給単位期間に対応する通用期間の定期券の価額とし、それ以外の区間については回数乗車券等による通勤21回分の運賃等の額 2.自動車等での通勤(2km以上) 使用距離に応じて、3,500円～31,600円	一部異	使用距離区分	5,318 千円	132,963 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものに支給 (44,400円～62,300円)	一部異	支給額	12,772 千円	709,600 円
休日勤務手当	休日(祝日・年末年始)において正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給	同じ	-	--- 千円	--- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給	同じ	-	--- 千円	--- 円
宿日直手当	日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 日直勤務1回 1,000円 宿直勤務1回 5,600円 ※職員の勤務時間が5時間未満の場合は、2,800円とする	一部異	支給額	--- 千円	--- 円
管理職特別手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給	同じ	-	54 千円	18,000 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に支給地に在勤する職員に対して支給	同じ	-	3,911 千円	65,183 円

(注)管理職手当は、定額制。

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給料	町 長	827,000	円	(参考) 類似団体における最高 / 最低額		
	()	()	()	846,800	円 /	528,000 円
報酬	副 町 長	597,000	円			
	()	()	()	677,700	円 /	481,000 円
	()	()	()			
期末手当	議 長	299,000	円			
	()	()	()	400,000	円 /	203,000 円
	()	()	()			
退職手当	副 議 長	258,000	円			
	()	()	()	314,000	円 /	130,000 円
	()	()	()			
退職手当	議 員	251,000	円			
	()	()	()	290,000	円 /	109,000 円
	()	()	()			
備 考	町 長	(令和5年度支給割合)				
	副 町 長	3.40 月分				
備 考	議 長	(令和5年度支給割合)				
	副 議 長	3.40 月分				
備 考	町 長	(算定方法)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	給料×在職月数×0.44		17,466,240円	原則任期毎であるが、申出があつた場合、最終退職時に支給	
	備 考	給料×在職月数×0.26		7,450,560円		
備 考		※町長の退職手当は、任期毎に支給される。				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

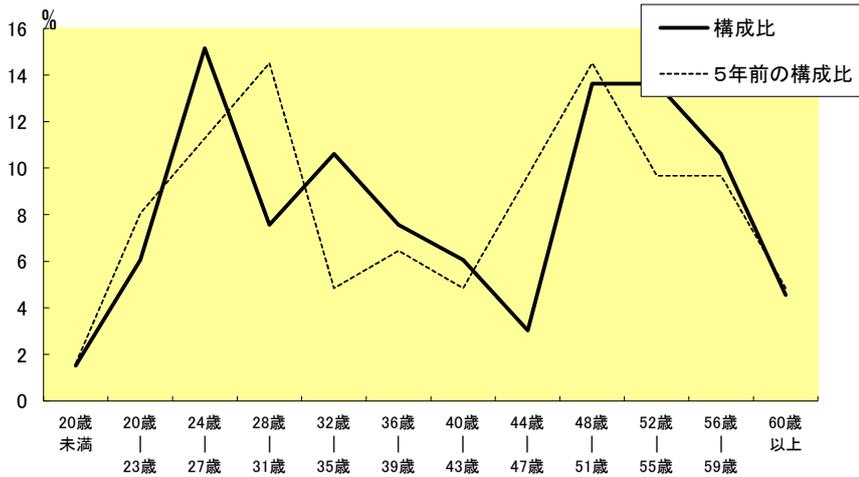
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
			令和5年	令和6年			
普 通 行 政 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0		
		総 務	14	14	0		
		税 務	4	4	0		
		民 生	9	10	1		民生職員の増
		衛 生	7	7	0		
		農林水産	5	4	△1		農林水産職員の減
	商 工 土 木	3	4	1	商工職員の増		
計		47	48	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 391.83 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 204.97 人)		
部 門	教 育 部 門		7	7	0		
小 計		54	55	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 448.97 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 241.46 人)		
会 公 計 営 企 業 部 門 等	病 院	水 道	6	6	0		
		下 水 道	1	1	0		
		そ の 他	1	1	0		
	小 計		2	3	1	その他職員の増	
合 計		10	11	1			
合 計		64	66	2	職員数の減 <参考> 人口1万人当たり職員数 538.77 人		
		[74]	[74]				

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳以下	21歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	4人	10人	5人	7人	5人	4人	2人	9人	9人	7人	3人	66人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間	
								増減者数	増減率
一般行政		44	43	46	47	47	48	4	9.1%
教育		7	7	7	7	7	7	0	0.0%
消防									
普通会計		51	50	53	54	54	55	4	7.8%
公営企業等会計		10	11	10	9	10	11	1	10.0%
総合計		61	61	63	63	64	66	5	14.5%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況 ※ 令和6年4月1日より適用のため記載なし